

# 自家用自動車有償運送について (ぶらさがり許可)

---



国土交通省

北陸信越運輸局

## ○お問い合わせ先

〒381-8503 長野県長野市西和田1丁目35番4号

北陸信越運輸局長野運輸支局 輸送・監査部門(乗用担当) TEL:026-243-4603

- 一般乗用旅客自動車運送事業(4条)
  - 特定旅客自動車運送事業 (43条)
- いずれかの許可があること。

- 県や市町村から訪問介護事業所の指定を受けていること。

- 介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する介護サービス計画(ケアプラン)  
又は  
市町村が行う介護給付費支給決定の内容 に基づき、  
  
資格を有する訪問介護員等が  
訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送であること。

- 輸送の安全の確保に係る措置が適切に行われるものであること。

運行管理体制、整備管理体制、事故防止の教育指導体制、  
事故時の連絡責任体制、 苦情処理体制 等

- 契約事業者の営業所において、輸送の引受けを行うこと。

- 契約事業者が一般乗用旅客自動車運送事業(4条)の許可を受けている場合、  
認可を受けた介護運賃を適用すること。

- 契約事業者が特定旅客自動車運送事業(43条)の許可を受けている場合、  
届出をした運賃を適用すること。

ぶらさがり許可の対象となる旅客の範囲は、

①および②の者かつ、介護保険法に基づいたサービスを受ける者。

① 要介護認定を受けている者

② 要支援認定を受けている者

・許可期限は各運転者に対して2年間

期限満了後も続けるには、期限満了の1ヶ月前に再度新規申請すること。

運転者は以下に該当するものであり、十分な能力及び経験を有していると認められること。

訪問介護員等の資格を保有



・第2種運転免許を保有

第1種運転免許＋国土交通大臣が認定する講習※の修了

※移送サービス運転者研修など

※申請時点で講習を修了していない場合は、修了する具体的な計画があること。

い  
ず  
れ  
か

契約自家用自動車は以下の要件を満たすこと

- ・乗車定員11人未満の自動車（軽自動車を含む。）  
ただし、貨物の用に供する自動車は除く。
- ・訪問介護員等がその使用権限を有すること。

損害賠償措置は以下の要件を満たすこと

任意保険もしくは共済（搭乗者傷害を含むものに限る。）に加入していること又は加入する具体的な計画があること。

対人：8,000万円以上 及び 対物： 200万円以上

車両に(イ)～(ハ)の有償運送に用いる車両である旨の表示を行うこと。

(イ)

契約事業者の氏名、名称または記号

(ロ)

「有償運送車両」又は「78条許可車両」の文字

(ハ)

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等により横書きとし、外部から見やすいように車両の両側面に行うこと。  
また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

- ・一般乗用旅客自動車運送事業
- ・特定旅客自動車運送事業

の許可事業者として

毎年5月31日までに、輸送実績報告書を提出すること。

当該報告書の事業概況欄(事業用自動車数を記載する欄)に、  
事業用自動車の数に加え、当該契約自家用自動車数を  
括弧書きで記入し報告すること。

運輸支局

一般乗用旅客自動車運送事業(限定)輸送実績報告書( 年度)

あて

住 所  
事業者名  
代表者名(役職名及び氏名)  
電話番号

事業概況( 年3月31日現在)

	管 轄 区 域 内	全 国
資本金(資金)の額(千円)		
兼営事業		
事業用自動車数(両)	XX ( X )	XX ( X )
従業員数	( )	( )

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管 轄 区 域 内	全 国

第5号様式(第2条関係)(日本工業規格A列4番)

事業者番号

特 旅

特定旅客自動車運送事業輸送実績報告書( 年度)

あて

住 所  
事業者名  
代表者名(役職名及び氏名)  
電話番号

事業概況( 年3月31日現在)

資本金(基金)の額(千円)	
兼営事業	
事業用自動車数(両)	XX ( X )
路線(キロメートル)	
営業区域	